

発議第 17 号

議案第70号「流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 乾 紳一郎

議案第70号「流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」）という。）の脅威は、世界的規模で広がり、未だ収束が見えない。

現在のところ、有効性が確認された治療薬やワクチンはなく、本感染症における感染拡大防止策は、市民一人ひとりの協力による行動変容を基本としながらも、感染爆発までをも視野に入れた医療体制等の整備が喫緊の優先課題である。

今条例の一部改正をもって、防疫作業への手当を増額し、かつ令和2年2月6日まで遡及されることは、現場で奮闘された救急搬送作業等に従事した市職員を励ますこととなる。

一方、本感染症に感染した方又は感染が疑われる方の救急搬送作業等においては、民間医療機関及び医療等従事者への引継ぎが必ず発生することに留意しなければならない。

民間医療機関及び医療等従事者からすれば、救急搬送作業等の市従事者の防疫体制が整わなければ、本感染症への感染懸念を払しょくできず、安心して受け入れができない。

逆に、救急搬送作業等に従事する市職員からすれば、民間医療機関及び医療等従事者の防疫体制が整わなければ、やはり本感染症への感染懸念を払しょくできない。

つまり、救急搬送作業等に従事した市職員と、民間医療機関及び医療等従事者の双方の防疫体制が整備されてこそ、本感染症対策に従事する方々の安全が初めて確保され、ひいては当該整備が感染拡大防止の一助となると考える。官民の垣根を越えて、防疫に関し一定の配慮が欠かせない。

よって、行政及び民間医療機関等が足並みをそろえ、本感染症の克服と人命尊重の業務を遂行するため、本感染症に対する防疫作業については、以下の対応を求める。

記

- 1 本感染症に対する防疫作業は、民間と行政の一体的に行われることで最大の効果を生むことに鑑み、市として最大限の配慮を行うこと。
 - 2 不足が懸念される感染防護具等については、民間医療機関等の防疫作業に遅滞が生まれないよう、支給・連携・強化等に配慮すること。
- 以上、決議する。

令和2年10月6日